

「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準(案)」に対する府民意見等と対応方針、府の考え方について

☆募集期間：平成29年11月6日（月曜日）14時から平成29年12月7日（木曜日）24時まで

☆募集方法：電子申請、郵送、ファクシミリ

☆募集結果：23名から、23件（うち、意見の公表を望まないもの10件）のご意見・ご提言をいただきました。

寄せられたご意見等についての大阪府の考え方は以下のとおりです。なお、ご意見等は、個人や団体を特定又は類推できる情報を除き、原則原文のまま掲載しています。また、類似のご意見・ご提案につきましては、まとめて公表しています。

【「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準(案)」に対する府民意見等と対応方針、府の考え方について】

番号	ご意見等の内容	府の考え方
1	障害者を多数雇用している特例子会社も本件の対象とするべきである。	特例子会社については、優先調達推進法に規定する障害者就労施設等に含まれており、本件認定基準の対象となっています。
2	<p>現在、優先調達法が施行されている中で、地方自治法施行令の対象区分が障害福祉サービス事業所に限定されていることは疑問であるため、幅広い対象で対応して頂きたいです。</p> <p>但し、大きな特例子会社や事業所が契約を多く確保することも末端まで仕事が行き渡ることを妨げてしまう可能性もありますので、そのところは監視や統制を行うことも必要です。</p> <p>障がい者の就労機会を促進するためには、もっと幅広い業務情報や価格交渉のオープン化をすべきではないかと思えます。</p> <p>認定基準を拡大してくださることはとても良いことだと考えています。</p> <p>是非、よろしくお願いたします。</p>	ご意見の趣旨は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
3	<p>認定基準緩和により障害者の就労支援・操業確保を通じて雇用拡大に繋がっていくことを期待しております。</p> <p>ただ、従来支援施設などへ発注されていたものが単価的に企業によっては事業として利益を出せないような水準であったならば、実際には企業では請けることが困難な場合も想定されると思うので、支払単価への補助など、場合によってはなにかがしかの優遇・救済措置が必要になってくるのではないのでしょうか。</p>	

番号	ご意見等の内容	府の考え方
4	<p>行政機関が使用する消耗品の多くを生産・販売している会社は、特例子会社ではなく、その親会社です。親会社は雇用促進のために特例子会社をはじめとして多くの支援を行って雇用率向上に努力しています。</p> <p>消耗品など良いものを安く提供しているのは親会社です。特例子会社ではその消耗品の一部を加工している場合が多い。便利で良いものを買おうと思うときに、親会社や一般企業を外すと、結局は不便なものを福祉関連から買うことになり、府職員の生産性の低下につながると思います。</p> <p>障害者雇用率を達成している親会社・一般企業を含めるべきだと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>優先調達推進法が施行されている現状で、対象になっている施設や事業所に対し、随意契約の差があること自体が疑問におもいました。</p> <p>障がい者の就労機会を促進するために日々努力をしている事業所などに対して、認定基準を拡大してくださることはとても良いことだと考えています。是非、よろしく願いいたします。</p>	
6	<p>実際に障害者雇用を継続している企業、事業所に優先調達の機会が広がることは障害者の就労や賃金向上にも繋がり、大変役に立つ施策となります。今後の広い展開を期待しています。</p>	
7	<p>障がい者を多数雇用することに日々取り組んでいますが、障がい者雇用を促進するためには安定した仕事の確保が必須です。</p> <p>そのためにも是非、随意契約の認定基準の拡大をして頂きますよう、何卒よろしくお願い致します。</p>	
8	<p>障がい者の雇用はスタートであり、定年までの仕事の確保が大きな課題となっています。随意契約の認定基準の拡大は、障がい者の雇用・維持の促進が一層図られると思われまますのでよろしくお願い致します。</p>	<p>本件認定基準を設定することにより、障がい者雇用の促進及び障がい者の就労機会のさらなる確保に努めてまいります。</p>
9	<p>私自身、障がい者を雇用する特例子会社に勤務をしておりますが、安定した仕事の確保は障がい者にとっても、企業側にとっても必要です。安定した仕事の確保があれば、障がい者の特性に合わせた職場環境を整えることがより可能になり、より多様な障がい者雇用が可能になると考えます。また企業側ももっと多様な障がい者雇用により目を向けていけることと思います。今回の随意契約の認定基準の拡大を是非して頂きたいです。</p>	
10	<p>障がい者雇用促進という同じ目標に取り組んでいる団体にもかかわらず、優先調達法の適用に差があることは、やはり問題とっていました。更に障がい雇用を進めるためにも、対象事業者を拡大するのはとても良い事と考えます。よろしく願いします。</p>	
11	<p>今後、障がい者の雇用の拡大及び定着をさせるためには、各企業共に安定した仕事を確保は必須事項であると考えます。その一助を担うのが随意契約の認定基準の拡大になるかと思いますので是非とも宜しくお願い致します。</p>	

番号	ご意見等の内容	府の考え方
12	障害者の雇用機会の増加につながることを期待します。	本件認定基準を設定することにより、障がい者雇用の促進及び障がい者の就労機会のさらなる確保に努めてまいります。
13	障害者の就労支援につながることを期待します。	